

1. 平成 30 年 年末調整入力の変更点

配偶者(B)		配偶者(特別)控除等の種類	
有	従有	老人	
0			

<input type="radio"/> なし
<input checked="" type="radio"/> 配偶者控除
<input type="radio"/> 配偶者特別控除
控除額 <input type="text"/>
<input type="radio"/> 同一生計配偶者(障害等)

今回新たに「配偶者(特別)控除の種類」という欄が追加されました。従来は左の「配偶者(B)」欄で配偶者控除の有無を判定しておりましたが、源泉徴収票の該当項目に配偶者特別控除対象者も記入が必要になったため、この欄では判定できなくなりました、そこで「配偶者(特別)控除の種類」にて配偶者控除、配偶者特別控除、なしの判定を行うよう変更いたしました。

「配偶者(特別)控除の種類」の欄に「配偶者控除」または「配偶者特別控除」のチェックをすると、自動的に「配偶者(B)」欄の「有」の部分にチェックが付きます。

配偶者特別控除対象の方は「配偶者特別控除」欄の下にある「控除額」欄に控除額を入力してください。その場合、「配偶者特別控除」にチェックが付き、「配偶者(B)」の「有」欄に自動でチェックが付きます。

従たる給与の方は「従有」の欄に、配偶者が老人の方は「老人」の欄に手入力してください。

配偶者がいない場合、または配偶者がいるが、控除対象ではない場合は「なし」にチェックしてください。「なし」にした場合、「配偶者(B)」の欄のチェックはすべて削除されます。

配偶者控除または配偶者特別控除の対象でない生計を一にする障害者または特別障害者の配偶者がいる場合、「同一生計配偶者(障害等)」にチェックし、計算ボタンをクリックすると、摘要欄にその旨が記載されます。

2. 職員の家族が増えた場合の注意点

職員に家族が増えた場合、職員マスタに家族を入力後、マイナンバー入力で該当の職員を1度以上開かないと、源泉徴収票に追加した家族の方の名前が表示されません。これはマイナンバーのデータにアクセスするためにパスワードが必要であり、職員マスタでの家族追加時に該当データにアクセスすることができないためです。家族が増えた場合には源泉徴収票の印字前にマイナンバー入力の有無にかかわらず、1度マイナンバー入力画面で該当職員を表示してください。

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

本テキストは FAX により送信するとともに、弊社 Web ページに掲載いたします。

株式会社 シンクシステムズ 担当:北島

TEL 011-855-6703

MAIL kitajima@thinkweb.co.jp